

I. 地震対応措置指針について

1 はじめに

世界的に見ても、我が国では周辺の海洋プレートの影響により欧米諸国に比べてマグニチュード6以上の地震が多く発生しており、平成20年から平成30年までの期間において全世界で発生したマグニチュード6以上の地震の約13.1%は日本で発生しています。（参照元：総務省 令和2年情報通信白書）

平成23年3月1日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。国では、この教訓を踏まえて、今後30年以内に70%の確率で発生することが懸念されるマグニチュード7クラスの首都直下地震や津波により首都圏に甚大な被害が予想される相模トラフ沿いの地震に備え、対策強化の取り組みが進められています。

川崎市地震被害想定調査報告書（平成25年3月）によると、首都直下地震の一種である「H24川崎市直下の地震（マグニチュード7.3）」の震度想定は、概ね市内全域が震度6弱～6強と想定され、被害想定は建物被害が全壊約22,330棟、焼失棟数が約16,400棟、人的被害は死者約820人、負傷者約15,820人にのぼると推算されています。

また、神奈川県公表の津波浸水予測図の中で、市の浸水域が最大クラスである「慶長型地震」が発生した場合は、地震発生後、約96分後に最大で3.71m程度の津波が到達、浸水の深さは最大3m、被害想定は建物半壊が約10,000棟、浸水4,617棟、避難しない場合の死者は約5,800人、要避難対象者数が約15万人発生すると想定されています。

2 本指針の活用

各事業所では、これまでも大規模地震や警戒宣言発令時に備え、建築物の耐震性向上や防災マニュアル等を整備するとともに、人命の安全確保を第一に考え、地域住民や近隣企業との連携についても検討されてきたと考えます。

しかしながら、我が国では毎年のように地震、台風、豪雨等の大規模災害に見舞われていることから、東日本大震災等の教訓を活かし、これまでの常識が通用しない災害が起こりうるという前提の下、防災・減災に向けた準備を積極的に進めていくことが重要です。

この「大規模地震時における対応措置指針」では、地震対応に必要な実施項目について、具体的な例示を掲載するとともに、対応内容をチェックポイント化し、現在の備えに対して評価することも可能な指針となっています。

本指針が各事業所における地震等の緊急時における防災体制の充実に役立てていただければ幸いです。